

## 国指定史跡伊予遍路道に「圓明寺境内」が追加指定されます

### 1. 種別 史跡

### 2. 名称 伊予遍路道

観自在寺道（愛南町）

稲荷神社境内及び龍光寺境内（宇和島市）

仏木寺道（宇和島市）

明石寺道（宇和島市）

明石寺境内（西予市）

大寶寺道（西予市・大洲市・久万高原町）

大寶寺境内（久万高原町）

岩屋寺道（久万高原町）

岩屋寺境内（久万高原町）

浄瑠璃寺道（久万高原町）

浄瑠璃寺境内（松山市）

八坂寺境内（松山市）

浄土寺境内（松山市）

繁多寺境内（松山市）

**圓明寺境内（松山市）**

横峰寺道（西条市）

横峰寺境内（西条市）

三角寺奥之院道（四国中央市）

### 3. 特徴など

遍路道は空海（弘法大師）ゆかりの寺社を巡る全長1,400 kmにも及ぶ霊場巡拝の道で、弘法大師の足跡を追体験する四国を一周する信仰の道です。

伊予遍路道は延長500 km以上あり、四国のなかで距離が一番長い遍路道です。主要街道と重複するため、近代以降改変された箇所が多く見られますが、現在もなお旧状をとどめている箇所があります。

今回、松山市所在の第53番札所圓明寺境内が追加指定されます。

## ○圓明寺境内

寺伝によれば、天平勝宝元（749）年に聖武天皇の勅願により、行基菩薩が本尊の阿弥陀如来像と脇侍の観世音菩薩像、勢至菩薩像を彫像して安置し、七堂伽藍を備えた大寺として建立したのが創建とされています。

創建当時は和気浜の西山という海岸にあり「海岸山・圓明密寺」と称したとされます。中世の度重なる兵火で衰微しましたが、江戸時代の元和年間（1615～1624年）に地元の豪族須賀重久によって現在地に移され、寛永13（1636）年、京都御室の覚深法親王からの令旨により仁和寺の直末として再建され、寺号も現在のように改められました。愛媛県指定有形文化財の八脚門が原位置に残り、近世初頭の境内空間が現在まで引き継がれています。



圓明寺境内

4. 所有者 圓明寺（圓明寺境内）
5. 所在地 松山市和気町一丁目186番1ほか1筆